

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に関するQ&A

※ 正確な条文の文言などの詳細は、http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00081.html を御参照ください。

Q 1 この法律が作られた理由は何ですか。

A 自動車の運転による死傷事件の件数は減少傾向にありますが、飲酒運転や無免許運転のような悪質で危険な運転によって、亡くなられたり怪我をされたりする事件は、後を絶ちません。

このような事件の中には、危険運転致死傷罪の要件に当てはまらないため、自動車運転過失致死傷罪が適用された（注）ものもあり、悪質で危険な運転が原因なのに、過失犯、つまり不注意によって起きた事件として自動車運転過失致死傷罪として軽く処罰されるというのはおかしいのではないか、といった御意見が見られるようになりました。

そこで、この法律は、自動車の運転による死傷事件に対して、運転の悪質性や危険性などの実態に応じた処罰ができるように、罰則の整備を行うものです。

（注）危険運転致死傷罪が適用されると、死亡させた場合は1年以上20年以下の懲役刑、負傷させた場合は15年以下の懲役刑となりますが、自動車運転過失致死傷罪（この法律の過失運転致死傷罪）が適用されると、7年以下の懲役刑・禁錮刑か100万円以下の罰金刑となります。

Q 2 この法律の内容はどのようなものですか。

A この法律の主な内容は、

- ① 刑法の危険運転致死傷罪を移すもの（第2条第1号～第5号）
- ② 危険運転致死傷罪に刑の重さが同じ罪として新しい類型を追加するもの（第2条第6号）
- ③ ①及び②よりは刑が軽い、新たな危険運転致死傷罪を設けるもの（第3条）
- ④ いわゆる「逃げ得」の状況に対処するための罰則を設けるもの（第4条）
- ⑤ 刑法の自動車運転過失致死傷罪を移すもの（第5条）
- ⑥ 無免許運転で死傷事犯を起こした際に刑を重くする罰則を設けるもの（第6条）

となっています。

これらのうち、新たに設ける罪についての内容は、以下のとおりです。

- ② 通行禁止道路を重大な交通の危険を生じさせる速度で進行することを、危険運転致死傷罪の類型として追加する（詳しくはQ3参照）。
- ③ 次の要件を全て満たす場合を、新たな危険運転致死傷罪とし、人を死亡させたときは15年以下の懲役刑、負傷させたときは12年以下の懲役刑に処する（詳しくはQ4-1参照）。
 - アルコールや薬物、又は病気のために正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、その状態であることを自分でも分かっているながら自動車を運転し、
 - アルコールや薬物、又は病気のために正常な運転が困難な状態になり、人を死亡させたり、負傷させたりした
- ④ 次の要件を全て満たす場合、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪とし、12年以下の懲役刑に処する（詳しくはQ5参照）。
 - アルコールや薬物のために正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、自動車の運転をする際に必要な注意をしないで人を死傷させ、
 - その運転のときのアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をした
- ⑥ 自動車の運転により人を死傷させる罪（①から⑤まで）を犯した時に無免許運転であったときには、重い刑とする（無免許であったことが死傷の原因となったことは要件とはなりません。）。

Q3 危険運転致死傷罪に、新たに通行禁止道路の進行（第2条第6号）を追加したのはなぜですか。また、「通行禁止道路」とはどのようなものですか。

A いわゆる歩行者天国や自転車専用道路のような、自動車の通行が禁止されている道路では、他の通行者は、自動車が通行してくることはないはずだと思っ
ていますし、一方通行道路や高速道路のような道路でも、他の通行者や通行車は、逆走して
くる自動車はないはずだと思っ
て通行しています。

このような道路を自動車が禁止に違反して進行してきたとすると、衝突を避ける
ことが難しく、「通行禁止道路」を自動車で進行することは、赤信号を殊更に無視し
て交差点に進入することなどの現在の危険運転致死傷罪と同じように、悪質で危険
な運転といえます。

そこで、「通行禁止道路」を自動車で進行すること（重大な交通の危険を生じさせ
る速度であることが必要であり、衝突しても大きな事故にならないようなごく低速
での運転は除かれます。）を危険運転致死傷罪の対象に追加したものです。

「通行禁止道路」がどのようなものかは、政令で定められており、具体的には、

- 車両通行止め道路
- 自転車及び歩行者専用道路
- 一方通行道路（の逆走）
- 高速道路の反対車線
- 安全地帯又は立入り禁止部分（路面電車の電停等）

が当たります。

Q 4 - 1 新たな危険運転致死傷罪（第3条）を設けたのはなぜですか。

A 従来の危険運転致死傷罪（この法律の第2条）と同じとまではいえなくても、なお悪質で危険な運転によって人を死傷させた場合に、これまでよりも重く処罰することができるようにするために、この罪を設けたものです。

具体的には、

○ アルコールや薬物、又は病気のために正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、そのことを自分でも分かっているながら自動車を運転し、その結果、

○ アルコールや薬物、又は病気のために正常な運転が困難な状態になり（この状態になったことは、自分で分かっている必要はありません。）、人を死亡させたり、負傷させたりした

という場合、従来は、不注意による運転として自動車運転過失致死傷罪（注）が適用されてきましたが、悪質性や危険性などの実態に応じた処罰ができるようにするため、新たな危険運転致死傷罪とし、人を死亡させた場合は15年以下の懲役刑、負傷させた場合は12年以下の懲役刑に処することにしました。

（注）7年以下の懲役刑・禁錮刑か100万円以下の罰金刑に処することとされてきました。

Q 4 - 2 第2条や第3条の危険運転致死傷罪の中で使われている「正常な運転が困難な状態」とはどのようなものですか。

A 「正常な運転が困難な状態」とは、道路や交通の状況などに応じた運転をすることが難しい状態になっていることをいいます。

例えば、アルコールによる酔いのために、前方をしっかりと見て運転することが難しい状態や、自分が思ったとおりにハンドルやブレーキなどを操作することが難し

い状態が、これに当たります。また、意識を失うおそれがある病気（後述Q4-4-1の②③④⑥）の発作のために意識を失っている状態や、精神疾患（後述Q4-4-1の①⑤）による急性の精神病状態（注）などもこれに当たります。

（注）「急性の精神病状態」とは、公益社団法人日本精神神経学会の見解においては、数日単位で急に現れ、幻覚や妄想に加えて、明らかに病的な行動の型（極端な興奮や過活動、顕著な精神運動制止、緊張病性行動）がみられる状態であるとされ、このような状態においては、行動は幻覚や妄想に相当影響され、意思伝達や判断に重大な欠陥が認められるとされています。

Q4-3 第3条の危険運転致死傷罪の中で使われている「正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」とはどのようなものですか。

A 「正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」とは、Q4-2の答の欄に記載されたような状態にはなっていないけれども、アルコールや薬物、又は病気のために、自動車を運転するのに必要な注意力・判断能力・操作能力が相当程度低下して、危険である状態のことをいいます。

アルコールの影響による場合には、道路交通法の酒気帯び運転罪になる（注）程度 of アルコールが体内にある状態であれば、通常はこれに当たります。

病気の影響による場合には、意識を失うおそれがある病気（後述Q4-4-1の②③④⑥）であれば、意識を失うような発作の前兆症状が出ている状態や、（前兆症状は出ていないけれども、決められた薬を飲んでいないために）運転中に発作のために意識を失ってしまうおそれがある状態などがこれに当たり、精神疾患（後述Q4-4-1の①⑤）であれば、急性の精神病状態（Q4-2注）に陥るおそれがある状態などがこれに当たります。

（注）血中アルコール濃度では0.3 mg/ml以上、呼気中アルコール濃度では0.15 mg/l以上です。

Q4-4-1 「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気」（第3条第2項）とはどのようなものですか。

A 第3条第2項の罪は、

○ 病気のために正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、その状態であることを自分でも分かっているながら自動車を運転し、その結果、

○ 病気のために正常な運転が困難な状態になり、人を死亡させたり、負傷させたりした

という要件が全て満たされたときに成立します。

ここでいう病気は、運転免許の欠格事由とされている病気の例を参考とした上で、自動車を運転するには危険な症状に着目して政令で定められており、具体的には

① 自動車の運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する統合失調症

② 意識障害又は運動障害をもたらす発作が再発するおそれがあるてんかん（発作が睡眠中に限り起こるものを除く。）

③ 再発性の失神

④ 自動車の運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する低血糖症

⑤ 自動車の運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈するそう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）

⑥ 重度の眠気症状を呈する睡眠障害

となっています。

Q 4-4-2 「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気」の政令は、運転免許の欠格事由となる病気の規定とは異なる表現が用いられていますが、意味が違うのですか。

A 運転免許の欠格事由となる病気は、道路交通法令において、例えば「統合失調症（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）」のように、先に病名を挙げて「・・・の症状を呈しないものを除く」といった限定とするという表現で規定されているものがあります。この法律においては、

○ 自動車を運転するには危険な状態であることが自分で分かっているながら自動車を運転し、病気のために正常な運転が困難になり、人を死亡させたり負傷させたりした場合を重く処罰するというこの罪の趣旨からすると、自動車を運転するには危険な状態となる症状がどのようなものであるのかに積極的に着目した表現にした方がよい

○ 「・・・の症状を呈する」と規定した方が、検察官がこれを立証しなければならない責任を負っていることがより明確になる

と考えて、Q 4-4-1 の答の欄に記載されたとおり、「・・・の症状を呈する●●

(病名)」という表現に統一して規定しています。なお、Q4-4-1④(低血糖症)以外のものについては、自動車の運転免許の欠格事由となる病気と内容は同じです(低血糖症については、次のQ4-4-3を参照してください)。

Q4-4-3 低血糖症については、なぜ運転免許の欠格事由とされているものとは異なるのですか。

- A 低血糖症については、運転免許の欠格事由は、「無自覚性の低血糖症(人為的に血糖を調節できるものを除く。)」とされ、無自覚性ではない低血糖症や、人為的に血糖を調節できる低血糖症は、運転免許の欠格事由となる病気とはされていません。
- しかし、自動車を運転するには危険な状態であることを自分で分かっているながら自動車を運転し、病気のために正常な運転が困難になり、人を死亡させたり人を負傷させたりすることを重い処罰の対象にする趣旨からすると、無自覚性ではない、前兆症状が自覚できる低血糖症であっても、前兆を自覚しているにもかかわらず糖分の摂取等といった適切な措置を採らずに危険な状態であることを自分で分かっているのに自動車を運転することや、人為的に血糖を調節できる低血糖症の場合に、インスリン注射を控えたり糖分を摂取したりといった適切な措置を採らずに自動車を運転することも、この罪の対象にすべきであると考え、「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気」に含めています。もちろん、低血糖症にもさまざまな症状を呈するものがありますので、「自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する」ものに限定しています。

Q4-5 この罪は、病気に対する偏見や差別を助長するものではないのですか。

- A 第3条第2項の罪は、Q4-4-1の答の欄に記載されたとおり、病気にかかっているということだけではなく、
- 病気のために正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、その状態であることを自分でも分かっているながら自動車を運転し、その結果、
 - 病気のために正常な運転が困難な状態になり、人を死亡させたり、負傷させたりした
- という要件が全て満たされたときに成立します。
- このように、運転するには危険な状態にあるということを自覚しているながら、それでもあえて自動車を運転するという悪質、危険な行為を自ら行い、その結果、正

常な運転が困難な状態となって人を死傷させたものという要件を定めており、政令で定める病気が一般的に危険であるとか、その病気にかかっている方が悪質であったり危険であるとするものではないのは当然です。

Q 4 - 6 政令に定める病気にかかっている人が自動車で人を死傷させた場合には必ずこの罪に問われるのですか。

- A 第3条第2項の罪は、Q 4 - 4 - 1の答の欄に記載されたとおり、
- 病気のために正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、その状態であることを自分でも分かっているながら自動車を運転し、その結果、
 - 病気のために正常な運転が困難な状態になり（この状態になったことは、自分で分かっている必要はありません。）、人を死亡させたり、負傷させたりしたという要件が全て満たされたときに成立します。
- したがって、政令で定める病気にかかっている方であっても、自覚症状がなかったり、運転するには危険な状態にあるということを自覚していないなど、病気のために正常な運転に支障が生じるおそれがある状態であることを分かっている、つまり、このことについて故意がなければ、この罪で罰せられることはありません。
- 例えば、これまでの運転中に、意識を失ったり急性の精神病状態（Q 4 - 2注2）になったことがあり、物損事故を起こした経験がある、あるいは、急性の精神病状態であったときの状況について家族や周囲の者から指摘を受けていたなど、自らのそのような症状が自動車を運転するには危険なものであることを知っており、そのような症状やその前兆症状が現れていたり、医師の指導によって運転中に危険な症状が現れる具体的なおそれがあることを分かっていたのにあえて運転をした場合などには、故意が認められることとなります。
- また、病気のために正常な運転が困難になったことが原因で人を死亡させたり人を負傷させたという結果が生じたのでなければ、この罪で罰せられることはありません。例えば、病気の症状とは無関係に携帯電話の画面を注視しながら運転して人を死亡させたり人を負傷させたりした場合には、通常交通死傷事犯と同様、不注意（過失）があったとして第5条の過失運転致死傷罪に当たることはありますが、この罪に当たることはありません。

Q 4-7 この罪が成立するには、「病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」であることを自分でも分かっている必要があるとのことですが、そのような認識を持ってしまわないよう、政令で定める病気にかかっている疑いがある方が医師の診察を避けるようになってしまい、問題ではないですか。

A この罪が成立するには、Q 4-4-1の答の欄に記載された具体的な病気の診断名まで分かっている必要はありません。例えば、何らかの病気のために、正常な運転に支障が生じるおそれがある状態にあることを認識していれば、つまり、正確な病名は知らなくても、自らの症状がどのようなものであるか知っていて、そのために正常な運転に支障が生じるおそれがある状態にあることを自分でも分かっているならば、この罪が成立します。

受診を控えたからといって、この罪が成立しなくなるわけではありませんし、受診を控えて治療を受けないと、かえって、きちんとした運転ができなくなってしまうおそれがあります。

Q 5 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪（第4条）を新たに設けたのはなぜですか。

A アルコールや薬物のために「正常な運転が困難な状態」になり、その状態であることを自分でも分かっているながら自動車を運転して、人を死亡させたり負傷させたりした場合は、危険運転致死傷罪が適用され、人を死亡させた場合は1年以上の懲役刑、負傷させた場合は15年以下の懲役刑に処せられます。

これまで、飲酒運転をして人を死亡させたり負傷させたりした際に、「正常な運転が困難な状態」という危険運転致死傷罪の要件を判断する証拠をなくして重い処罰を逃れるために、刑が軽い、いわゆるひき逃げの罪（注）を犯してでもその場から逃げてしまうという、「逃げ得」の状態が生じているのではないかとされていました。

そこで、

- アルコールや薬物のために正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、自動車の運転をする際に必要な注意をしないで人を死傷させ、
- 例えば、その時にアルコールに酔っていたか、どのくらい酔っていたかなどを警察等に分からないようにするために、更にアルコールを飲んだり、その場から逃げたりして、アルコールに酔っていたかや、どのくらい酔っていたかといったことが分からないようにした場合

には、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪として12年以下の懲役刑に処することとされました。なお、その場から逃げた場合には、これとは別にひき逃げの罪も成立し、その場合、最高で18年の懲役刑に処せられます。

これによって、実際に「逃げ得」が生じないように、きちんと処罰することができるようになりますし、このようなことをすると重い処罰になるので、飲酒運転等を自制させて抑止する効果もあると考えています。

(注) 救護義務違反の罪（自らの運転に起因する交通死傷事故があったときに、直ちに車両等の運転を停止して負傷者の救護等を行わなかった場合。道路交通法第72条第1項及び第117条第2項。）として、10年以下の懲役刑又は100万円以下の罰金刑に処するとされています。

Q6-1 無免許運転による刑の加重（第6条）を設けたのはなぜですか。

A 自動車を運転するには運転免許を受けなければならないというのは、最も基本的なルールで、無免許運転は、この最も基本的なルールを無視する、とても規範意識（ルールを守ろうという意識）を欠いたことです。

また、運転免許を受けたり更新したりする際には、適性（視力等）、技能、知識について試験や講習等がありますが、無免許運転をする者は、このようなチェックを受けて知識を身に付ける機会がなかったのですから、人を死傷させることにつながる危険性もあります。

このように、無免許運転は、規範意識を欠いた、危険な運転であり、無免許運転をして人を死亡させたり負傷させたりしたということは、それが言わば現実のものになったと考えることができます。

そこで、無免許運転で死傷事犯を起こしたときには、その死傷事犯とは別の機会に無免許運転をした場合以上の重い罰則にすることにしました。

(注) 無免許運転とは、道路交通法の無免許運転と同じであり、四輪自動車や自動二輪車のほか、原動機付自転車（原付）も対象となります。

Q6-2 無免許運転を危険運転致死傷罪の対象としなかったのはなぜですか。

A 危険運転致死傷罪は、暴行（人をわざと殴ったりすること）と同じような、特に危険な運転を故意に行い、その運転が原因となって人が死亡したり負傷したりした

場合に、傷害罪や傷害致死罪と同じように重く処罰するものです。

無免許運転を危険運転致死傷罪の対象に加えるべきなのかは、十分に検討しましたが、

- 全ての無免許運転が、暴行と同じ程度に危険であるとまでは言えない
- 無免許運転をして人を死亡させたり負傷させたりした場合に、無免許運転であるために、つまり、無免許であることが原因でそのような結果が起こってしまったとは必ずしも言えない

ので、今回は、危険運転致死傷罪の対象にしないことになりました。

しかし、Q 6 - 1 の答の欄に記載されたとおり、無免許運転による刑の加重を設けることとされたので、無免許運転中の死傷事故に対しては、無免許であったことが死傷の原因であったかどうかを問わず、これまで以上に重い処罰が可能になります。